

**I P通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照**

旧	新
<p>(I P通信網サービスの転用)</p> <p>第22条の2 I P通信網契約者(メニュー5(メニュー5-1又はメニュー5-2のもの場合は、光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。メニュー5-4のもの場合は、当社が別に定めるものに限ります。)に係るものに限ります。)は、I P通信網サービスの転用(I P通信網契約者が現に利用しているI P通信網サービスから光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者がメニュー5を用いて提供する電気通信サービスに移行することをいいます。以下同じとします。)を請求(第22条の3に規定するI P通信網サービスの事業者変更の請求があった場合を除きます。)することができます。</p> <p>2 当社は、前項の規定によりそのI P通信網サービスの転用の請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>(1) 第13条(契約申込の承諾)第4項各号のいずれかに該当するとき。</p> <p>(2) 光コラボレーションモデルに関する契約を締結している転用先の電気通信事業者が承諾しないとき。</p> <p>(3) そのI P通信網サービスがメニュー5における提供の形態による細目がⅡ-1型のプラン4のもの若しくはプラン5のものである場合は、転用先の電気通信事業者が、当社にメニュー5-1における提供の形態による細目がⅡ-1型のプラン3-1のもの又はメニュー5-2における提供の形態による細目がⅡ-1型のものに係るI P通信網サービスへの品目等の変更の請求を行わないとき。</p> <p>3 (略)</p> <p>(利用料金の支払義務)</p> <p>第38条 I P通信網契約者は、その契約に基づいて、当社がI P通信網サービスの提供を開始した日(付加機能又は端末設備についてはその提供を開始した日)から起算して、I P通信網契約の解除があった日(付加機能又は端末設備についてはその廃止があった日)の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表(料金)に規定する利用料金(第4項及び第5項に規定するものを除きます。以下、第3項まで同じとします。)の支払いを要します。</p> <p>ただし、付加機能を利用して行った通信に関する利用料金について、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>2 前項の期間において、利用の一時中断等によりI P通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。</p> <p>(1) ～ (略) (4)</p>	<p>(I P通信網サービスの転用)</p> <p>第22条の2 I P通信網契約者(メニュー5(メニュー5-1又はメニュー5-2のもの場合は、光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。メニュー5-4のもの場合は、当社が別に定めるものに限ります。)に係るものに限ります。)は、I P通信網サービスの転用(I P通信網契約者が現に利用しているI P通信網サービスから光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者がメニュー5を用いて提供する電気通信サービスに移行することをいいます。以下同じとします。)を請求(第22条の3に規定するI P通信網サービスの事業者変更の請求があった場合を除きます。)することができます。</p> <p>2 当社は、前項の規定によりそのI P通信網サービスの転用の請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>(1) 第13条(契約申込の承諾)第4項各号のいずれかに該当するとき。</p> <p>(2) 光コラボレーションモデルに関する契約を締結している転用先の電気通信事業者が承諾しないとき。</p> <p>(3) そのI P通信網サービスがメニュー5における提供の形態による細目がⅡ-1型のプラン4のもの、<u>プラン5のもの若しくはプラン6のものである場合は</u>、転用先の電気通信事業者が、当社にメニュー5-1における提供の形態による細目がⅡ-1型のプラン3-1のもの又はメニュー5-2における提供の形態による細目がⅡ-1型のものに係るI P通信網サービスへの品目等の変更の請求を行わないとき。</p> <p>3 (略)</p> <p>(利用料金の支払義務)</p> <p>第38条 I P通信網契約者は、その契約に基づいて、当社がI P通信網サービスの提供を開始した日(付加機能又は端末設備についてはその提供を開始した日)から起算して、I P通信網契約の解除があった日(付加機能又は端末設備についてはその廃止があった日)の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表(料金)に規定する利用料金(第5項及び第6項に規定するものを除きます。以下、第4項まで同じとします。)の支払いを要します。</p> <p>ただし、付加機能を利用して行った通信に関する利用料金について、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>2 前項の期間において、利用の一時中断等によりI P通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。</p> <p>(1) ～ (略) (4)</p>

新旧対照

旧	新
<p>3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときはその料金を返還します。</p> <p>4 前3項に定めるほか、当社が別に定めるIP通信網契約者又はローミング契約者は、そのIP通信網サービスの一部（契約者回線等とその契約者回線等の終端がある都道府県の区域以外の都道府県の区域にある相互接続点との間の通信に係る部分であって都道府県の区域をまたがる部分に限ります。以下この条において同じとします。）について、相互接続協定に基づき協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）の契約約款等に定めるところにより、料金の支払いを要します。</p> <p>5 前項の場合において、そのIP通信網サービスの一部の料金の設定については、協定事業者が行うものとし、その料金の請求その他の取り扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。</p>	<p>3 前項の規定にかかわらず、当社が別に定めるIP通信網サービスに係る利用料金の扱いについて、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときはその料金を返還します。</p> <p>5 前4項に定めるほか、当社が別に定めるIP通信網契約者又はローミング契約者は、そのIP通信網サービスの一部（契約者回線等とその契約者回線等の終端がある都道府県の区域以外の都道府県の区域にある相互接続点との間の通信に係る部分であって都道府県の区域をまたがる部分に限ります。以下この条において同じとします。）について、相互接続協定に基づき協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）の契約約款等に定めるところにより、料金の支払いを要します。</p> <p>6 前項の場合において、そのIP通信網サービスの一部の料金の設定については、協定事業者が行うものとし、その料金の請求その他の取り扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。</p> <p><u>（注）本条第3項に規定する当社が別に定めるIP通信網サービスは、メニュー5の保守の態様による細目がタイプ2のもの並びにメニュー5-1のプラン4のもの及びプラン6のものとしします。</u></p>

料金表

通則（略）

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1類 IP通信網サービスに関する利用料金

第1 臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの

1 適用

区 分	内 容
(1) (略)	(略)
(2) IP通信網サービスの品目及び細目に係る料金の適用等	<p>当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目等を定めます。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 削除</p> <p>エ 削除</p> <p>オ メニュー5 (略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) メニュー5には、次表のとおり提供の形態による</p>

料金表

通則（略）

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1類 IP通信網サービスに関する利用料金

第1 臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの

1 適用

区 分	内 容
(1) (略)	(略)
(2) IP通信網サービスの品目及び細目に係る料金の適用等	<p>当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目等を定めます。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 削除</p> <p>エ 削除</p> <p>オ メニュー5 (略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) メニュー5には、次表のとおり提供の形態による</p>

新旧対照

旧		新																					
<p>区別及び細目があります。</p> <p>A 提供の形態による区別 (略)</p> <p>B メニュー5-1及びメニュー5-2に係る提供の形態による細目</p>		<p>区別及び細目があります。</p> <p>A 提供の形態による区別 (略)</p> <p>B メニュー5-1及びメニュー5-2に係る提供の形態による細目</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>II型 II-1型 (フレッツ光ネクスト及びフレッツ光クロス)</td> <td>帯域確保機能を利用した通信を行うことが可能なものであって、情報量に応じた加算料の支払いを要さないもの</td> </tr> </tbody> </table>		区別	内 容	II型 II-1型 (フレッツ光ネクスト及びフレッツ光クロス)	帯域確保機能を利用した通信を行うことが可能なものであって、情報量に応じた加算料の支払いを要さないもの	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>II型 II-1型 (フレッツ光ネクスト及びフレッツ光クロス)</td> <td>帯域確保機能を利用した通信を行うことが可能なものであって、情報量に応じた加算料の支払いを要さないもの</td> </tr> </tbody> </table>		区別	内 容	II型 II-1型 (フレッツ光ネクスト及びフレッツ光クロス)	帯域確保機能を利用した通信を行うことが可能なものであって、情報量に応じた加算料の支払いを要さないもの												
区別	内 容																						
II型 II-1型 (フレッツ光ネクスト及びフレッツ光クロス)	帯域確保機能を利用した通信を行うことが可能なものであって、情報量に応じた加算料の支払いを要さないもの																						
区別	内 容																						
II型 II-1型 (フレッツ光ネクスト及びフレッツ光クロス)	帯域確保機能を利用した通信を行うことが可能なものであって、情報量に応じた加算料の支払いを要さないもの																						
<p>備考 II-1型のものは、メニュー5-1の100Mb/sのものにおけるプラン3-1のもの、200Mb/sのもの、1Gb/sのもの若しくは10Gb/sのもの又はメニュー5-2の100Mb/sのもの、200Mb/sのもの、1Gb/sのもの若しくは10Gb/sのものに提供します。</p>																							
<p>(ウ) メニュー5-1には、次の品目があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100Mb/s</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>200Mb/s</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1Gb/s</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>10Gb/s</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		品 目	内 容	100Mb/s	(略)	200Mb/s	(略)	1Gb/s	(略)	10Gb/s	(略)	<p>(ウ) メニュー5-1には、次の品目があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100Mb/s (フレッツ光ネクスト ファミリータイプ)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>200Mb/s (フレッツ光ネクスト ファミリー・ハイスピードタイプ)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1Gb/s (フレッツ光ネクスト ファミリー・ギガラインタイプ)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>10Gb/s (フレッツ光クロス)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		区 別	内 容	100Mb/s (フレッツ光ネクスト ファミリータイプ)	(略)	200Mb/s (フレッツ光ネクスト ファミリー・ハイスピードタイプ)	(略)	1Gb/s (フレッツ光ネクスト ファミリー・ギガラインタイプ)	(略)	10Gb/s (フレッツ光クロス)	(略)
品 目	内 容																						
100Mb/s	(略)																						
200Mb/s	(略)																						
1Gb/s	(略)																						
10Gb/s	(略)																						
区 別	内 容																						
100Mb/s (フレッツ光ネクスト ファミリータイプ)	(略)																						
200Mb/s (フレッツ光ネクスト ファミリー・ハイスピードタイプ)	(略)																						
1Gb/s (フレッツ光ネクスト ファミリー・ギガラインタイプ)	(略)																						
10Gb/s (フレッツ光クロス)	(略)																						

新旧対照

旧		新																			
備考 (略)		備考 (略)																			
<p>(エ) メニュー5-1には、次表のとおり通信又は保守の態様による細目があります。</p> <p>A 通信の態様による細目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン3</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>プラン4 (フレッツ 光 ネクスト プ ライオ)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>プラン5 (フレッツ 光 ネクスト ビ ジネス タイ プ)</td> <td>プラン3 <u>及び</u>プラン4以外のもの</td> </tr> </tbody> </table>		区 別	内 容	プラン3	(略)	プラン4 (フレッツ 光 ネクスト プ ライオ)	(略)	プラン5 (フレッツ 光 ネクスト ビ ジネス タイ プ)	プラン3 <u>及び</u> プラン4以外のもの	<p>(エ) メニュー5-1には、次表のとおり通信又は保守の態様による細目があります。</p> <p>A 通信の態様による細目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン3</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>プラン4 (フレッツ 光 ネクスト プ ライオ)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>プラン5 (フレッツ 光 ネクスト ビ ジネス タイ プ)</td> <td>プラン3、<u>プラン4</u> <u>及び</u> <u>プラン6</u> 以外のもの</td> </tr> <tr> <td>プラン6 (フレッツ 光 クロス Biz タ イプ)</td> <td><u>取扱所交換設備と契約者回線の終 端との間における通信において、 10Mbit/sの帯域を確保するもの</u></td> </tr> </tbody> </table>		区 別	内 容	プラン3	(略)	プラン4 (フレッツ 光 ネクスト プ ライオ)	(略)	プラン5 (フレッツ 光 ネクスト ビ ジネス タイ プ)	プラン3、 <u>プラン4</u> <u>及び</u> <u>プラン6</u> 以外のもの	プラン6 (フレッツ 光 クロス Biz タ イプ)	<u>取扱所交換設備と契約者回線の終 端との間における通信において、 10Mbit/sの帯域を確保するもの</u>
区 別	内 容																				
プラン3	(略)																				
プラン4 (フレッツ 光 ネクスト プ ライオ)	(略)																				
プラン5 (フレッツ 光 ネクスト ビ ジネス タイ プ)	プラン3 <u>及び</u> プラン4以外のもの																				
区 別	内 容																				
プラン3	(略)																				
プラン4 (フレッツ 光 ネクスト プ ライオ)	(略)																				
プラン5 (フレッツ 光 ネクスト ビ ジネス タイ プ)	プラン3、 <u>プラン4</u> <u>及び</u> <u>プラン6</u> 以外のもの																				
プラン6 (フレッツ 光 クロス Biz タ イプ)	<u>取扱所交換設備と契約者回線の終 端との間における通信において、 10Mbit/sの帯域を確保するもの</u>																				
備考		備考																			
<p>1 プラン3のものは、メニュー5-1の100Mb/s、200Mb/s、1Gb/s及び10Gb/sの品目のものに提供します。</p> <p>2 プラン4のもの及びプラン5のものは、メニュー5-1の1Gb/sの品目における提供の形態による細目がⅡ-1型のものに限り提供します。</p> <p>3 当社は、メニュー5-1の1Gb/s及び10Gb/sの品目におけるプラン3-1のもの<u>並びに</u>プラン4のものについて、通信の付加サービスであるインターネットプロトコルバージョン6による通信（以下「IPv6通信」といいます。）相当の通信が利用できる状態で提供します。</p> <p>4 (略)</p>		<p>1 プラン3のものは、メニュー5-1の100Mb/s、200Mb/s、1Gb/s及び10Gb/sの品目のものに提供します。</p> <p>2 プラン4のもの及びプラン5のものは、メニュー5-1の1Gb/sの品目のものに限り提供します。</p> <p><u>2の2 プラン6のものは、メニュー5-1の10Gb/sの品目のものに限り提供します。</u></p> <p>3 当社は、メニュー5-1の1Gb/s及び10Gb/sの品目におけるプラン3-1のもの、<u>プラン4、並びに</u><u>プラン6</u>のものについて、通信の付加サービスであるインターネットプロトコルバージョン6による通信（以下「IPv6通信」といいます。）相当の通信が利用できる状態で提供します。</p> <p>4 (略)</p>																			

新旧対照

旧		新	
(注1) (略) (注2) (略)		(注1) (略) (注2) (略)	
B 100Mb/s、200Mb/s、1Gb/s及び10Gb/sの品目におけるプラン3に係る通信の態様による細目		B 100Mb/s、200Mb/s、1Gb/s及び10Gb/sの品目におけるプラン3に係る通信の態様による細目	
区 別	内 容	区 別	内 容
プラン3-1	(略)	プラン3-1	(略)
C 1Gb/sの品目におけるプラン4に係る通信の態様による細目		C 1Gb/sの品目におけるプラン4に係る通信の態様による細目	
区 別	内 容	区 別	内 容
プラン4-1	(略)	プラン4-1 (プライオ1)	(略)
プラン4-2	(略)	プラン4-2 (プライオ10)	(略)
D 保守の態様による細目		D 保守の態様による細目	
区 別	内 容	区 別	内 容
タイプ1-1	(略)	タイプ1-1	(略)
タイプ1-2	(略)	タイプ1-2	(略)
タイプ2	(略)	タイプ2	(略)
備考 1 (略) 2 (略) 3 メニュー5-1の1Gb/sの品目におけるプラン4のものは、保守の態様による細目がタイプ2に相当するものとします。		備考 1 (略) 2 (略) 3 メニュー5-1の1Gb/sの品目におけるプラン4のもの及び10Gb/sの品目におけるプラン6のもの、保守の態様による細目がタイプ2に相当するものとします。	
(オ) メニュー5-2には、次の品目があります。		(オ) メニュー5-2には、次の品目があります。	
品 目	内 容	区 別	内 容
100Mb/s	(略)	100Mb/s (フレッツ 光 ネクスト マン ションタイプ)	(略)

新旧対照

旧		新																	
	<table border="1"> <tr> <td>200Mb/s</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1 Gb/s</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>10Gb/s</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 (略)</td> </tr> </table> <p>(カ) ～ (略) (ケ) カ ～ (略) サ</p>	200Mb/s	(略)	1 Gb/s	(略)	10Gb/s	(略)	備考 (略)			<table border="1"> <tr> <td>200Mb/s (フレッツ 光 ネクスト マン ション・ハイス ピードタイプ)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1 Gb/s (フレッツ 光 ネクスト マン ション・ギガラ インタイプ)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>10Gb/s (フレッツ 光 クロス)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 (略)</td> </tr> </table> <p>(カ) ～ (略) (ケ) カ ～ (略) サ</p>	200Mb/s (フレッツ 光 ネクスト マン ション・ハイス ピードタイプ)	(略)	1 Gb/s (フレッツ 光 ネクスト マン ション・ギガラ インタイプ)	(略)	10Gb/s (フレッツ 光 クロス)	(略)	備考 (略)	
200Mb/s	(略)																		
1 Gb/s	(略)																		
10Gb/s	(略)																		
備考 (略)																			
200Mb/s (フレッツ 光 ネクスト マン ション・ハイス ピードタイプ)	(略)																		
1 Gb/s (フレッツ 光 ネクスト マン ション・ギガラ インタイプ)	(略)																		
10Gb/s (フレッツ 光 クロス)	(略)																		
備考 (略)																			
(3) ～ (略) (7)	(略)	(3) ～ (略) (7)	(略)																
(8) <u>削除</u>	<u>削除</u>	(8) <u>メニュー5の保守の態様による細目がタイプ2のものに係る料金の減額</u>	<p><u>ア</u> <u>メニュー5の保守の態様による細目がタイプ2のものに係る料金については、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかった場合であって、そのIP通信網サービスが全く利用できない状態（その契約者回線によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）のときに、当社がその契約者回線の設置場所において修理又は復旧を行う必要があるにもかかわらず、当社の責めに帰すべき理由等によりイに規定する期間が24時間を超えた場合は、ウに規定する適用を行います。</u></p> <p><u>ただし、当社の保守係員が駐在するIP通信網サービス取扱所から、通常交通手段、交通経路及び交通状況におい</u></p>																

新旧対照

旧		新					
			<p>て24時間以内に到着できない場合その他当社が別に定める場合は、この限りではありません。</p> <p>イ 期間</p> <p>IP通信網契約者から当社があらかじめ指定する専用受付センタへ修理又は復旧の請求があり、当社が修理又は復旧の手配を行った時刻から、修理又は復旧のために当社の係員が契約者回線の設置場所に到着した時刻までに要した時間</p> <p>ウ 通信の態様による細目の区別に応じて、次の各号に規定する料金を減額して適用します。</p> <p>(ア) プラン4及びプラン6を除くもの</p> <p>その料金月における2（料金額）の2-5-1(2)に規定する保守の態様による細目に係る加算料については、適用しません。</p> <p>(イ) プラン4又はプラン6に係るもの</p> <p>その料金月における基本料については、2（料金額）の2-5-1(1)に規定する基本料から1 契約者回線ごとに次の額を減額して適用します。この場合において、第38条（利用料金の支払義務）第1項の規定に該当する場合は、その減額する額をその利用日数に応じて日割します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細 目</th> <th>基本料の減額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン4 又はプラン6のもの</td> <td>3,000円 (税込価格 3,300円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ ウの規定による基本料の減額の適用は、1の料金月において1回までとします。</p> <p>オ ウの規定による減額は、第38条（利用料金の支払義務）第2項第4号の表の規定に該当する場合であって、当社の責めによらない理由によって減額される額を合算して、その料金月の基本料を超えない範囲で適用します。</p>	細 目	基本料の減額（月額）	プラン4 又はプラン6のもの	3,000円 (税込価格 3,300円)
細 目	基本料の減額（月額）						
プラン4 又はプラン6のもの	3,000円 (税込価格 3,300円)						
(9) 学校に限定した利用料金の割引の適用	(略)	(9) 学校に限定した利用料金の割引の適用	(略)				

新旧対照

旧		新											
(10) 長期継続利用申出に係る利用料金の割引の適用（にねん割）	(略)	(10) 長期継続利用申出に係る利用料金の割引の適用（にねん割）	(略)										
(11) 削除	削除	(11) サービスの品質（故障復旧SLA）に係る利用料金の適用	<p>ア 当社は、IP通信網サービス（メニュー5-1の通信の態様による細目がプラン6のものに限ります。以下この欄において同じとします。）について、イに規定する1の料金月における利用可能時間率が99.99%を下回った場合は、その料金月の利用料金（2（料金額）の2-5-1（利用料）に規定する基本料に限ります。以下この欄において同じとします。）の額に次表に規定する減額率を乗じて得た額を減額して適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用可能時間率</th> <th>減額内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>98.0%以上99.99%未満</td> <td>30分の1</td> </tr> <tr> <td>95.0%以上98.0%未満</td> <td>10分の1</td> </tr> <tr> <td>90.0%以上95.0%未満</td> <td>3分の1</td> </tr> <tr> <td>90.0%未満</td> <td>全額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 1の料金月における利用可能時間率は、次の算式により算出します。この場合、当社は、分単位で時間を測定することとします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>その料金月におけるIP通信網サービスに係る契約者回線が当社の責めに帰すべき理由により、そのIP通信網サービスに係る契約者回線を全く利用できない状態（その契約者回線によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。）が生じた時間（当社がそのことを知った時刻</p> </div>	利用可能時間率	減額内容	98.0%以上99.99%未満	30分の1	95.0%以上98.0%未満	10分の1	90.0%以上95.0%未満	3分の1	90.0%未満	全額
利用可能時間率	減額内容												
98.0%以上99.99%未満	30分の1												
95.0%以上98.0%未満	10分の1												
90.0%以上95.0%未満	3分の1												
90.0%未満	全額												

新旧対照

旧		新	
			<p>から起算した時間とします。)の総和</p> $\frac{1 \text{ の料金}}{1 \text{ 月における利用可能時間率}} = \frac{1 - \text{その料金月における当社がIP通信網サービスに係る契約者回線の提供を開始した日から起算してその契約者回線を廃止した日までの日数を分数に換算した時間}}{\times 100}$ <p>ウ イの規定におけるそのIP通信網サービスに係る契約者回線を全く利用できない状態が生じた時間には、次の各号に該当する場合を除きます。</p> <p>(ア) その契約者回線の移転に伴う場合</p> <p>(イ) 第33条(利用中止)第1項の規定に該当する場合であって、当社がそのメニュー5-1の利用の中止をあらかじめその契約者に通知したとき</p> <p>エ 1の料金月におけるアの規定による減額は、次の各号に該当する額を合算して、その料金月の利用料金を超えない範囲で適用します。</p> <p>(ア) (8欄の規定による減額</p> <p>(イ) 第38条(利用料金の支払義務)第2項第4号の表の規定に該当する場合であって、当社の責めによらない理由によって減額される額</p> <p>(注) 当社は、減額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5(端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</p>
(12) ~ (略) (22)	(略)	(12) ~ (略) (22)	(略)

新旧対照

旧	新
---	---

- 2 料金額
 2-1
 ~ (略)
 2-4
 2-5 メニュー5に関する利用料金
 2-5-1 利用料
 (1) 基本料

1 契約者回線ごとに月額

区 分			料 金 額	
メニュー 5-1に 係るもの	100Mb/sの もの	II-1 型に係 るもの	プラン3-1に係るもの (略)	
	200Mb/sのもの		(略)	
	1Gb/sのもの	プラン3-1に係るもの		(略)
		プラン4-1に係るもの		(略)
		プラン4-2に係るもの		(略)
10Gb/sのもの		プラン5に係るもの	(略)	
10Gb/sのもの			5,500円 (税込価格 6,050円)	
メニュー 5-2に 係るもの	(略)		(略)	

- 2 料金額
 2-1
 ~ (略)
 2-4
 2-5 メニュー5に関する利用料金
 2-5-1 利用料
 (1) 基本料

1 契約者回線ごとに月額

区 分			料 金 額	
メニュー 5-1に 係るもの	100Mb/s のもの	II-1 型に係 るもの	プラン3-1に係るもの (略)	
	200Mb/sのもの		(略)	
	1Gb/sのもの	プラン3-1に係るもの		(略)
		プラン4-1に係るもの		(略)
		プラン4-2に係るもの		(略)
10Gb/sのもの		プラン5に係るもの	(略)	
10Gb/sのもの			プラン3-1に係るもの 5,500円 (税込価格 6,050円)	
			プラン6に係るもの 18,850円 (税込価格 20,735円)	
メニュー 5-2に 係るもの	(略)		(略)	

新旧対照

旧					新				
	なるグループ(以下「マルチキャストグループ」といいます。)へ送信を行うことを可能とする機能	(略)	(略)	(略)		なるグループ(以下「マルチキャストグループ」といいます。)へ送信を行うことを可能とする機能	(略)	(略)	(略)
	備考	(略)				備考	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則 (令和7年6月23日東経営000200000612号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和7年6月30日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

**音声利用 I P 通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照**

旧	新
<p>(基本料金の支払義務)</p> <p>第32条 契約者は、その契約に基づいて当社が音声利用 I P 通信網サービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）から起算して、契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止があった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。）について、料金表第 1 表第 1 類（基本料金）に規定する基本料金の支払いを要します。</p> <p>2 前項の期間において、利用の一時中断等により音声利用 I P 通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。</p> <p>(1) ～ (略)</p> <p>(3)</p> <p><u>3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</u></p>	<p>(基本料金の支払義務)</p> <p>第32条 契約者は、その契約に基づいて当社が音声利用 I P 通信網サービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）から起算して、契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止があった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。）について、料金表第 1 表第 1 類（基本料金）に規定する基本料金の支払いを要します。</p> <p>2 前項の期間において、利用の一時中断等により音声利用 I P 通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。</p> <p>(1) ～ (略)</p> <p>(3)</p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、当社が別に定める音声利用 I P 通信網サービスに係る基本料金の扱いについて、料金表第 1 表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</u></p> <p>4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p><u>(注) 本条第 3 項に規定する当社が別に定める音声利用 I P 通信網サービスは、第 1 種サービスの保守の態様による細目がタイプ 2 のものとします。</u></p>

別記

1 接続契約者回線等に係る電気通信サービスの名称等

- (1)
～ (略)
- (4)
- (5) 第 2 種サービス（タイプ 2 に係るものに限ります。）について、利用回線とすることができる電気通信サービスの名称及び品目等、取扱いの単位、メニュー 3 に係るチャンネル数の上限並びにその電気通信サービスを利用回線とする第 2 種サービスの提供区域は以下のとおりとします。

電気通信サービス		取扱いの単位	メニュー 3 に係るチャンネル数の上限	その電気通信サービスを利用回線とする第 2 種サービスの提供区域
名 称	品 目			
I P 通信網サービス契約約款に規定する I P 通信網サービス（メニ	100Mb/s	左記の電気通信サービスに係る 1 の契約	左記の電気通信サービスに係る契	当社が別に定める区域
	200Mb/s			

別記

1 接続契約者回線等に係る電気通信サービスの名称等

- (1)
～ (略)
- (4)
- (5) 第 2 種サービス（タイプ 2 に係るものに限ります。）について、利用回線とすることができる電気通信サービスの名称及び品目等、取扱いの単位、メニュー 3 に係るチャンネル数の上限並びにその電気通信サービスを利用回線とする第 2 種サービスの提供区域は以下のとおりとします。

電気通信サービス		取扱いの単位	メニュー 3 に係るチャンネル数の上限	その電気通信サービスを利用回線とする第 2 種サービスの提供区域
名 称	品 目			
I P 通信網サービス契約約款に規定する I P 通信網サービス（メニ	100Mb/s	左記の電気通信サービスに係る 1 の契約	左記の電気通信サービスに係る契	当社が別に定める区域
	200Mb/s			

新旧対照

旧					新				
ユー5-1のプラン3-1のII型又はプラン4-1に係るものに限ります。)	1Gb/s 10Gb/s	者回線を1の利用回線として取扱います。	約者回線ごとに32チャネルまで		ユー5-1のプラン3-1のII型、プラン4-1又はプラン6に係るものに限ります。)	1Gb/s 10Gb/s	者回線を1の利用回線として取扱います。	約者回線ごとに32チャネルまで	
IP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス(メニュー5-2のII型に係るものに限ります。)	(略)	(略)	(略)	(略)	IP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス(メニュー5-2のII型に係るものに限ります。)	(略)	(略)	(略)	(略)
IP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス(メニュー5-1のプラン4-2又はプラン5に係るものに限ります。)	1Gb/s	左記の電気通信サービスに係る1の契約者回線を1の利用回線として取扱います。	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに100チャネルまで	当社が別に定める区域	IP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス(メニュー5-1のプラン4-2又はプラン5に係るものに限ります。)	1Gb/s	左記の電気通信サービスに係る1の契約者回線を1の利用回線として取扱います。	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに100チャネルまで	当社が別に定める区域
備考 メニュー2及びメニュー3に係るものについては、次に該当するIP通信網サービスを利用回線とすることができません。 ア メニュー5における提供の形態による細目がII-2型のもの イ メニュー5-2における契約者回線の態様による細目がグレード2のもの					備考 メニュー2及びメニュー3に係るものについては、IP通信網サービスのメニュー5-2における契約者回線の態様による細目がグレード2のものを利用回線とすることができません。				

(6)
～ (略)
(8)

(6)
～ (略)
(8)

料金表

通則 (略)

第1表 料金(重複掲載料及び附带サービスの料金を除きます。)

第1類 基本料金

第1 第1種サービスに係るもの

1 適用

区分	内容
(1) ～ (略) (6)	(略)
(7) 削除	削除

料金表

通則 (略)

第1表 料金(重複掲載料及び附带サービスの料金を除きます。)

第1類 基本料金

第1 第1種サービスに係るもの

1 適用

区分	内容
(1) ～ (略) (6)	(略)
(7) 保守の態様による細目がタイプ2のものに係る料金の減額	ア 保守の態様による細目がタイプ2のものに係る料金については、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかった場合であって、その第1種サービスが全く利用でき

新旧対照

旧		新	
			<p>ない状態（その契約者回線によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）のときに、当社がその契約者回線の設置場所において修理又は復旧を行う必要があるにもかかわらず、当社の責めに帰すべき理由等によりイに規定する期間が24時間を超えた場合は、ウに規定する適用を行います。</p> <p><u>ただし、当社の保守係員が駐在する音声利用IP通信網サービス取扱所から、通常の交通手段、交通経路及び交通状況において24時間以内に到着できない場合その他当社が別に定める場合は、この限りではありません。</u></p> <p><u>イ 期間</u></p> <p><u>第1種契約者から当社があらかじめ指定する専用受付センターへ修理又は復旧の請求があり、当社が修理又は復旧の手配を行った時刻から、修理又は復旧のために当社の係員が契約者回線の設置場所に到着した時刻までに要した時間</u></p> <p><u>ウ その料金月における2（料金額）の2-1(2)に規定する保守の態様による細目に係る加算料については、適用しません。</u></p>
(8) (略)	(略)	(8) (略)	(略)
(9) (略)	(略)	(9) (略)	(略)
2 料金額 (略)		2 料金額 (略)	
		<p>附 則（令和7年6月23日東経営000200000612号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和7年6月30日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>	